

乗鞍岳を登山する皆様へ 登山届の提出が 義務化 されました。

令和元年
12月1日から
運用開始

登山届対象エリア

乗鞍岳の想定火口域から4km以内の区域
(ただし、**豊平など一部の区域は対象外**。詳細は裏面をご覧ください。)

登山届の提出方法

- 登山届ポストへの投函
- オンラインによる届出

「コンパス」

※コンパスは(公社)日本山岳ガイド協会が
運用管理する登山届受理システムです。

- 右記機関への郵送、FAX、メール等

コンパス



提出機関

- 岐阜県危機管理政策課
- 岐阜県警察本部地域課
- 高山警察署及び同署管内の
交番・駐在所

何のために登山届を出すの？

- 万が一、遭難事故にあったとき、場所を特定しやすくスムーズな救助活動が行えます。
- 遭難事故や噴火の発生時、家族や関係者と素早く連絡をとることができます。
- 計画をたてることで、無理な登山を防止し、体力・技術にあった登山が楽しめます。

罰則(過料)

登山届を提出しなかった者、虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料が科せられます。

※罰則の規定は、届出の状況等を勘案した上で、運用開始から2年以内に適用されます。



登山届を
提出してから、
登山を楽しみ
ましょう。



問い合わせ先

岐阜県 危機管理政策課 山岳遭難・火山対策室 TEL:058-272-1111 (内線3347)